資料6

次期計画における基本的事項、全体構成(事務局案)

次期計画の基本的事項 1

※下線は、現行計画からの変更箇所

(1)計画の目的 ※現行計画を踏襲

・ 「(仮称) 第3次みどりと環境基本計画」(以下、「次期計画」) は、令和2年6月に多摩市 議会と共同で行った「多摩市気候非常事態宣言」を踏まえ、現在及び将来にわたって市民 が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保に向けて、環境の保 全、回復及び創出(以下、環境の保全等という)に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るための基本理念及び目標、施策の方向、配慮指針を示す。

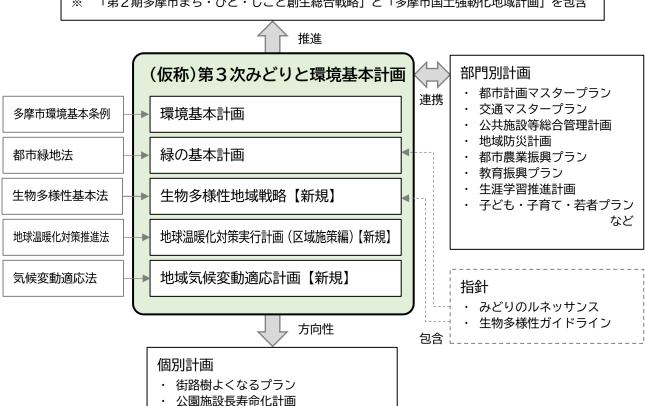
(2)計画の位置づけ ※現行計画から変更

- 環境基本条例第8条に基づき策定する計画、「多摩市総合計画」の下位計画に位置付ける。
- ・ 環境基本計画及び緑の基本計画をはじめ、新たに生物多様性地域戦略、地方公共団体実行 計画(区域施策編)並びに地域気候変動適応計画を策定し、これらの5本の計画を一体的 に包含する(包含する各計画については、それぞれの根拠法に基づく要素を盛り込む)。
- ・ 市民・事業者・市の各主体がそれぞれの立場や考えに応じ、環境保全等に取り組むことが できるよう、環境配慮指針を示す。

●次期計画の位置づけ

(仮称)第六次多摩市総合計画(令和5年 12 月策定予定)

「第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「多摩市国土強靭化地域計画」を包含



· 地球温暖化対策実行計画(公共施設編)

· 一般廃棄物処理基本計画

●包含する各計画の根拠法の規定と、次期計画に記載する事項

根拠法	計画に記載する事項(※印=定める努力)	
多摩市環境基本条例	・ 環境の保全等に関する基本理念及び目標/施策の方向/配慮指針	
(第8条)	・ その他、環境の保全等に関する重要事項	
都市緑地法	・ 緑地の保全及び緑化の目標/推進のための施策に関する事項	
(第4条)	・ 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保	
	全及び緑化の推進の方針に関する事項(※)	
	・ 特別緑地保全地区内・生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項/重点的に	
	緑地の保全に配慮を加えるべき地区等/緑化地域における緑化の推進に関	
	する事項/重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区等(※)	
生物多様性基本法	・ 対象とする区域	
(第 13 条)	・ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標	
	・ 総合的かつ計画的に講ずべき施策	
地球温暖化対策の推進に関	・ 温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項	
する法律 (温対法)	・ 計画期間、目標、措置の内容、その他必要な事項(※)	
(第 19 条)	・ 再エネ利用促進等の施策、実施目標 (※)	
	・ 地域脱炭素化促進事業に関する事項(促進区域、地域ごとの配慮事項)(※)	
気候変動適応法(第12条)	・ 政府の気候変動適応計画を勘案した計画の策定	

(3)計画の期間

●これまでの環境基本計画の計画期間の設定

計画	期間	短期目標	長期目標
第1次	10 年間 平成 13(2001) ~23(2011)年度	10 年後	30 年後 平成 43(2031)年度
第2次 (現行計画)	10 年間 平成 24(2012) ~33(2021)年度	10 年後	20 年後 平成 43(2031〕年度
第3次 (次期計画)	10 年間 令和6(2024) ~15(2023)年度	10 年後 令和 15(2033)年度	21 世紀半ばを展望 令和 32 (2050) 年度

(4)計画の推進主体 ※現行計画を踏襲

・ 多摩市内で生活する人(市民)、活動する人(事業者、市民団体等、市)、及び来訪者

(5)計画の対象範囲 ※現行計画から変更

【自然環境分野】みどり、水辺環境、生物多様性

【生活環境分野】生活環境、まち美化、景観

【地球環境分野】エネルギー、脱炭素社会、資源循環、気候変動への適応

【環境活動】ESD (持続可能な開発のための教育)、環境情報

<参考:現行計画の対象範囲>

【自然環境分野】みどり環境、水辺環境、生物環境、歴史文化環境

【生活環境分野】公害関連、まち美化、景観

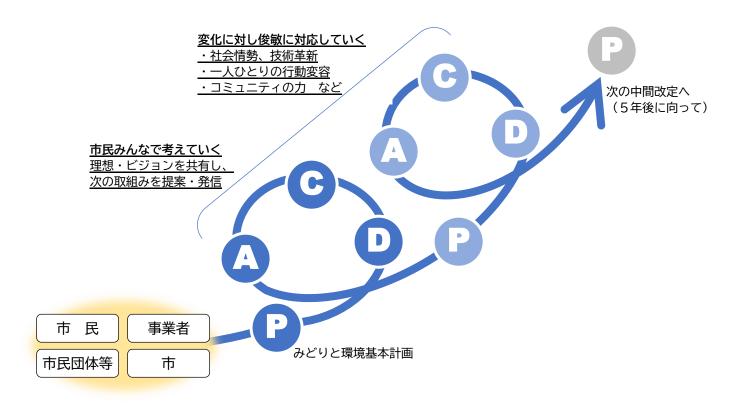
【地球環境分野】エネルギー、水循環、ごみ

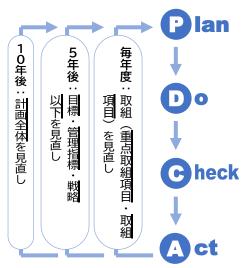
【環境情報分野】環境教育、環境学習、環境情報の提供

(6)協働による計画の進行管理

- ・ 地域の多様なニーズや課題に対応した、環境に関するきめ細やかな施策を、着実に具体化 し持続的な地域づくりを進めていくためには、協働の視点が不可欠。そのため、本計画に おいては、施策を展開する前提として、市・市民・市民団体等・事業者との協働を掲げる。
- ・ 次期計画の施策を効果的に実現していくために、PDCA サイクルを活用し、市民協働のものとで計画の進行管理を行う。

●PDCA サイクルを活用した継続的改善





計画

・ みどりと環境基本計画、中間改定計画

行動実践

- ・ 市による施策の策定・実施<u>(第9条)</u>
- ・ 市民・市民団体等・事業者等による行動実践
- ・ 協働による取組み

点検・評価

- ・ 市による施策の進捗状況の点検・評価<u>(第15条)</u>
- ・ 市が実施した施策の概要について公表(第7条)

見直し

- ・ 点検・評価結果や市民等の意見に基づく、市の施策、計画の見直し
- ・ 施策や行動、協働による取組みに対する市民等の意見の聴取
- ※ カッコ内は、多摩市環境基本条例により規定している条項

2 計画の改訂ポイント

(1) 新たな社会情勢への対応を踏まえた計画

- ・ 現行計画の策定以降、環境をとりまく状況が著しく変化している。脱炭素社会や生物多様性保 全、資源循環などに対し中長期を見据えて施策を推進するよう、今後の環境の保全等に対する 目標を掲げる。
 - ▶ 環境施策は貧困対策や雇用対策など社会・経済問題と緊密に連携し、その統合的向上を 目指す(SDGsアジェンダ、第5次環境基本計画)
 - ▶ 脱炭素社会の構築を目指す動き(パリ協定、気候危機の認識)

(2)多摩市気候非常事態宣言を主軸にした計画 ←「気候変動問題への対策(環境共生型都市)」

・ 多摩市気候非常事態宣言(令和2年6月)に沿って、地球温暖化対策(二酸化炭素排出実質ゼロ)、プラスチック対策(使い捨てプラスチックの削減)、生物多様性の保全に向けた取組みを具体的に進め、加速化していく。

(3) みどりと生物多様性の保全の関わりを意識した計画

- ・ 身近な生きものを慈しみ共生する社会の構築を目指す、個々の「緑」に対しては身近な生きものに焦点を当て、地域のまとまりのある「みどり」に対しては行動と決定の中心に可能な限り生物多様性の保全を置いた考え方へと転換していく。
 - ▶ 多様な主体が参加しやすい仕組みの構築(OECM の仕組みの活用の検討)
 - ▶ 生物多様性の保全の大切さの意義を浸透させていく施策(エシカル消費、河川清掃、プラスチック問題への対応など)
 - ▶ 防災減災対策における生態系やみどりの役割機能の活用(ソフト施策を中心とするグリーンインフラの取組み)
 - ▶ みどりと生物多様性に関わる市民ボランティア育成(社会・経済情勢が刻々と変化するなか、これまでに以上に、多面的課題に長期的にわたり取組んでいくことが必要)

(4) 複数計画の包含

- ・ 多岐にわたる施策を推進することが必要となるため、「多摩市みどりの基本計画」「生物多様性 地域戦略」「地方公共団体実行計画(区域施策編)」「地域気候変動適応計画」を一体的に包含 する計画とする。
- ・ また、施策の効果的かつ効率的な推進ができるよう、新たに分野横断で取り組む戦略を設けて メリハリを付けて取組みを進めるとともに、社会情勢や技術革新などの変化にも俊敏に対応 できる進行管理の仕組みを設定する。

(5) 市民とともに作り上げる、よりわかりやすい計画づくり

- ・ 計画策定での市民参画プロセスにとどまらず、計画推進段階にも、市民とともに理想・ビジョンを共有し、協働による取組みや計画の進行管理を実現していく仕組みを盛り込む。
 - ▶ 令和元年東日本台風や猛暑・寒波といった異常気象は、市民が実感する環境問題であり、 地球温暖化対策やプラスチック問題等を考える契機に
 - ▶ 生物の生育・生息環境としての「みどり」の保全、公園利活用を目的としたみどりのあり方などは、地域とのかかわりを抜きに持続可能な環境施策は望めない状況

3 次期計画の構成

内容を示す。

現行計画	次期計画
■計画の基本理念	■計画の基本理念
環境基本条例の基本理念に基づき、本計画	同左
の理念を設定	
■めざす環境像	■めざす環境像
「計画の基本理念」をイメージ化したも	同左
の。	
■長期目標	■長期目標
20 年後を見据えた目標。	21世紀半ばを展望し、多摩市が掲げる中
	長期の方向性※に沿って、市民(市民団体
	等)、事業者、市に共通する目標とする。
	※ 多摩市気候非常事態宣言(令和2年6月)
■短期目標	■短期目標
長期目標の実現をめざし、10 年間に達成	同左
をめざす短期目標を分野別に設定。	
■管理指標	■管理指標
短期目標の達成度や施策の進捗状況を管	同左
理するため、施策方針や個別施策との関連	
性に留意し、複数の管理指標を設定。	
■施策方針	■ <u>戦略</u>
短期目標を達成するための施策の方針を	気候変動の解決に向けて、分野横断で重
示す。	点的に取り組むべき戦略を設定。
	各戦略では、市民(市民団体等)、事業者、
	市が協働で行う取組みと、市による施策
	<u>の方向性</u> を示す。
	■取組方針
 施策方針に沿って、短期目標の達成のため	短期目標の達成に向けて、市民(市民団
 に市民(市民団体等)、事業者、市が協働	体等)、事業者、市が取り組んでいくため
で行う施策を設定。	の方針を示す。
■取組	■取組
施策に対して、市民(市民団体等)、事業	「重点取組項目」及び「取組項目」を設

中長期を見 据えた計画 とする

戦略を策定し、メリハリ のある計画とする

市民のかかわりを重視(施策への協力から、主体的な取組みへ)

民団体等)、事業者及び市の役割におい

て取り組む内容を示す。

者、市のそれぞれの役割において取り組む けて、短期目標の達成のために市民(市